

記 録

令和 4 年 7 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 4 年 7 月 2 9 日 (金)

令和4年7月農業委員会定例総会議事録

令和4年7月農業委員会定例総会を令和4年7月29日（金）午後3時30分から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員（なし）

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	農地係長	柏田高宏
主任主事	井本彩		

市長部局出席者

農業畜産課主事	寺尾元亨
---------	------

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

5番 12番

日程第2 議案第53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第58号 非農地証明願いについて

議案第59号 農地のあっせん申出について

議案第60号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について

報告第32号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第33号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第35号 農地改良届について

報告第36号 農地転用許可不要届について

報告第37号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第38号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

報告第39号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

報告第40号 取下書について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

3 番 印

10 番 印

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 3 0 分

- 議長 それでは、ただいまから令和 4 年日向市農業委員会 7 月定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話のマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのでよろしくお願いします。
- それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名に 5 番那須成章委員、12 番寺原勝委員を指名します。
よろしくお願いします。
次に議案審議に入ります。
まず議案第 53 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。それでは事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号 18、土地の所在地は日知屋、地目は田、地積は 754㎡です。
譲受理由は規模拡大、譲渡理由は兼業による経営縮小で、売買による所有権移転です。譲受人は日知屋で 6、171㎡を経営されていまして、下限面積を満たしています。
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
続きまして、受付番号 19、土地の所在地は平岩で、田が 8 筆で 2,925㎡、畑が 1 筆で 147㎡です。譲受理由、譲渡理由ともに贈与でして、譲受人は 9,670㎡を営されている兼業農家です。
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法第 2 項の各号には該当いたしません。
以上 2 件、皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは番号 18 担当の 3 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 3 番委員 はい 3 番委員です。
問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に番号 19 担当の 8 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 8 番委員 8 番委員です。
今回の田は、現況は保全管理のような形になっておりますが、今後譲受人が水稻を作りたいという意向を持っておりますので問題ないと判断します。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件について、他に質問等はございませんでしょうか。
無いようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

記 録

- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
次に議案第54号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。
それでは事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号8、土地の所在地は美々津町、地目は田、面積は770㎡外1筆で、田の合計が1,127㎡です。
転用目的は牛舎、堆肥舎、倉庫で、追認とありますように、すでに建築済みとなっています。農業用施設とはいえ、農地法の手続きが必要であることを知らなかったということで申請人から始末書が提出されています。
申請地は第1種農地ですが、転用目的が農業用施設であるため、不許可の例外に該当します。農地法第4条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。
以上1件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいま説明のありました案件について、他に質疑等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
次に議案第55号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。
それでは事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号12、土地の所在地は、東郷町山陰、地目は田、地積は90㎡です。
権利の種類は、売買による所有権移転で、転用目的は土場及び駐車場です。追認と記載がありますとおり、すでに転用されています。今回、申請地の売買がまとまり、手続きしている中で申請地が農地であること、転用するのに農地法の手続きが必要であることを知ったということで、顛末書が出されています。
周辺には、農地等はありません。雨水の排水は敷地内自然浸透で行い、汚水の排水はありません。
申請地は周囲の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。
農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。
以上1件、皆さんのご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは担当の14番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 14番委員 はい、14番委員です。去る27日に現地調査を私と29番委員の山本さんと立会いました。先ほど事務局からの説明の通りで問題ないかと思えます。

記 録

議長	<p>ありがとうございました。 それではただいま説明がありました案件について、他に質問等ございませんでしょうか。 ないようですのでお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので原案の通りとします。 次に議案第56号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号21、受付年月日が令和4年6月16日。土地の所在地は平岩で、地目は畑、地積は72㎡です。 所有権の移転を受ける時期は令和4年8月1日、権利の種類は贈与による所有権移転です。 所有権の移転を受ける者は主に畜産業を営む認定農業者で、現在20,400㎡を経営されています。家族数は3名、稼働力は1名となっています。 以上1件、皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは担当の8番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>8番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件について、質問等はございませんでしょうか。他にないようですのでお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案の通りとします。 次に議案第57号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定についてであります。 それでは事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回、1件申請が出されていますが、すでに集積しているものの再設定となりますので、説明は割愛させていただきます。 田が4筆で3,029㎡、期間は全て令和4年9月1日から10年間で、使用貸借での貸付けとなっています。配分先については、報告第38号別紙をご参照ください。 以上1件、皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは説明のありました案件について、質問等ございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。</p>

記 録

- 議長 賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので原案の通りとします。
ここで一旦休憩いたします。
- (休憩)
- 議長 それでは再開します。
次に議案第58号非農地証明願いについてであります。それでは、事務局に
番号16について説明をお願いします。
- 事務局 受付番号16番、土地の所在地が東郷町山陰、登記地目が田、面積が347
㎡です。
先日担当委員と一緒に現地調査に行っていました。沼地で水が湧いてく
るということで畑にすることも宅地にすることもできない、植林もできないと
いうことで、申請内容どおり原野の状態、もう10年以上耕作できていない
状況でした。矢野委員からも、申請内容どおりであり、問題ないでしょうと
ご意見をいただいています。
- 議長 ありがとうございました。
ただいま説明のありました案件について、質問等はございませんでしょう
か。他にないようすでのお諮りします。
ないようすですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので原案の通りとします。
ここで一旦休憩します。
- (休憩)
- 議長 それでは再開します。
事務局に番号17以降について説明をお願いします。
- 事務局 続きまして、受付番号17及び18は関連がありますので併せて説明させて
いただきます。番号17、土地の所在地が幸脇、登記地目が畑、面積が735
㎡外3筆で、畑の合計が7,332㎡です。番号18、土地の所在地が幸脇、
当基地目が畑、2,867㎡外2筆で、畑の合計が11,210㎡です。今回
の申請地はどちらも農振農用地区域に位置しますが、非農地ということになり
ましたら、その後除外の手続きを行う予定となっています。どちらも10年以
上耕作放棄され、雑木が生い茂って山林化しており、今後も農地として利用で
きないような土地でございました。
- 続きまして、受付番号19、土地の所在地は平岩、登記地目が田、面積が1
42㎡外2筆で、田の合計が1,232㎡、畑が830㎡となっています。こ
ちらも10年以上耕作放棄され、雑木が生い茂って山林化しており、今後も農

記 録

- 事務局 地として利用できないような土地でございました。
受付番号20、土地の所在地は平岩、登記地目が田、面積が119㎡外3筆で、田の合計が2,587㎡です。こちらは申請人が20年程前までは耕作していたようですが、市外へ転居されてからは管理ができなかったということで、10年以上耕作放棄され、雑木が生い茂った状況であり、今後も農地として利用できないような土地でございました。
以上4件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号17、番号18及び番号19担当の10番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 10番委員 はい、10番委員です。
26日に事務局の方と現地調査をいたしました。竹が密集していて農地として再生するのは不能と判断しております。
別に問題ないと思います。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号20担当の8番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 8番委員 8番委員です。事務局からの説明がありましたように26日に現地調査をしたところ、谷間にある田なのですが、田の周囲に雑木や杉がかなり伸びておりまして、とても復田するような状況でもないということで問題ないと思います。以上です。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件について、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案の通りとします。
次に議案第59号農地のあっせん申出についてであります。それでは事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号の13番、土地の所在地が塩見、地目が田、地積が518㎡外2筆で、田が1,125㎡、畑が211㎡となっています。
今回、申出人よりこちらの農地を売りたいということで申出を受けています。申請時は議案書のとおり未相続でしたが、現在は申出人へ相続登記しているとのことです。
以上1件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。
なければ、本日農地部会が開かれましたので、農地部会長に報告をお願いします。

記 録

農地部会長 総会前に農地部会を開催しましたので報告します。
農地部会で検討いたしましたして、総会であっせんを受けるということになれば、2番細川委員、7番松木委員、20番佐藤委員をあっせん委員としてお願いしてはどうかという意見にまとまりましたので報告します。

議長 はいありがとうございました。
それではただいま説明がありました案件について、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
あっせんの申し出を承諾し、部会長の提案通り2番委員、7番委員、20番をあっせん委員とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
ここで一旦休憩します。

(休憩)

議長 それでは再開します。
議案第60号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書についてであります。
この議案のうち、番号2について日向市農業畜産課に説明をお願いします。
よろしくをお願いします。

農業畜産課 こんにちは、農業畜産課の寺尾と申します。よろしくをお願いします。
私の方から、農業振興地域整備計画の変更について説明をさせていただきます。こちらの変更区分については農用地畑を除外する計画となっております。変更の理由については、資材置場及び駐車場として利用するためとなっております。土地利用計画については、資材倉庫50㎡、駐車場600㎡となっております。対象農地については資料の通りとなっております。
除外の要件については、1号から5号までありますが、全て要件を満たしているということで確認を取っております。
周辺に土地改良施設がございません。また、除外することによって他の農地への影響等もないものと判断できると整理しております。
以上のことから市としては、当該後の除外については妥当なもの判断しております。農地利用計画図の変更については、添付資料をご覧ください。
案件については以上です。皆様のご審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。
ただいま説明のありました案件について、質問等ございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
ここで一旦休憩します。

(休憩)

議長

それでは、再開します。

議案第60号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書についてであります。この議案のうち番号2を除く議案について、日向市農業畜産課に説明をお願いします。

農業畜産課

案件番号1については、変更区分が農用地田から除外という計画になっております。変更の理由については、廃材置場として利用するためとなっております。廃材置場774㎡として利用する計画となっております。対象農地については資料の通りです。除外要件の確認検討についてですが、1号から5号について問題がないものとして検討しております。

以上のことから当該地についても、除外は妥当なものと判断しております。

農地利用計画図の変更については、添付資料をご覧ください。

案件番号3については、農用地樹園地を除外する変更区分となっております。変更理由については、シイタケのほだ場として活用するためとなっております。土地利用計画については、シイタケほだ場1,933㎡ということで計画が上がっております。対象農地については資料の通りであります。除外の要件については、この案件についても1号から5号まで全て要件を満たしていると整理しております。

以上のことから当該地の除外についても妥当なものと判断しております。

農地利用計画図の変更については、添付資料をご覧ください。

案件番号4については、農業用施設用地から除外する変更区分となっております。変更理由については、作業道路及び資材置場として活用するためとなっております。土地利用計画については作業道路及び資材置場となっております。対象農地については資料の通り6筆分となっております。

この案件の要件について、1号、3号、4号については問題ないところですが、2号の農用地区域を分断しないという要件について、1か所農用地区域が残るような除外になりますが、ここの農地が既に産業廃棄物の施設内に位置しております。もう農地として活用できる見込みのない場所となっております。全体見直しで除外をする予定となっている場所ということで、残りについては、全体見直しで除外ということで、県の方より内諾を得ているところです。

従って当該農地についての除外は妥当なものと判断しております。

案件5については、非農地決定による除外となっております。農用地樹園地を除外する計画となっております。対象農地は、資料の4筆分となっております。

非農地決定について、対象農地の上3筆については2月の総会で、一番下の1筆については6月の総会で、非農地決定が出ている場所になります。

この案件の要件については、先ほど同様に農用地区域を分断するような除外になりますが、農業している実態がないエリアになりますので、残りについては全体見直しで除外することとなっております。この案件についても、問題ないということで県の方から内諾を得ているところです。

当該農地の除外についても妥当なものと判断しております。

以上4件について、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

農地部会長に報告をお願いします。

農地部会長

農地部会長です。

記 録

- 農地部会長 総会前に農地部会で案件番号1から5について現地調査を行いました。現地調査後、農地部会で検討した結果、問題ないということになりましたことを報告します。
- 議長 ありがとうございます。
ただいまの説明で、皆さん何か質問がございましたら、それではないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。はいありがとうございました。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので原案の通りとします。以上をもちまして議案の審議を終了します。
続きまして報告第32号から報告第40号について、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付について、ご報告申し上げます。
先ず、報告第32号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。届出の件数は2件、土地は畑2筆で面積は392㎡であります。転用の目的については、住宅、車庫であります。
次に、報告第33号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。届出の件数は9件、土地は田8筆、畑4筆で面積は4,113㎡であります。転用目的については、住宅、駐車場であります。
次に、報告第34号、農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。届出の件数は3件、土地は田4筆、畑1筆で面積は3,570㎡であります。
次に、報告第35号、農地改良届についてであります。届出の件数は1件であります。盛土を行っております。
次に、報告第36号、農地転用許可不要届についてであります。携帯電話不感地域に無線基地局を設置するものです。
次に、報告第37号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてであります。1,374㎡の農地が相続されております。
次に、報告第38号、農地中間管理事業に伴う農地配分計画についてであります。市農業畜産課から提供された情報であります。1件、田4筆 3,029㎡の農地配分が行われております。詳細については、報告第38号別紙をご覧ください。
次に、報告第39号、農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。4月と6月の定例総会にて可決した4条申請2件が県知事許可されております。
最後に、報告第40号、取下書であります。4月26日に申請があり、5月6日に取下が提出されました。先月の総会で報告すべきでしたが、今月の報告となりました。
以上ご報告申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいまの報告について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
質問等もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。